

## 質問に対する回答

### 問 1. 併設介護サービス事業所について

1-1 軽費老人ホームを計画した場合、併設事業は当該建物の中に設置してかまわないか？

A. 本体事業の入居者に提供するサービスに支障がなければ差し支えありません。ただし、併設介護サービス事業所の基準等も確認願います。

1-2 玄関、事務所、トイレなど共用してかまわないか？

A. 本体事業の入居者に提供するサービスに支障がなければ差し支えありません。ただし、併設介護サービス事業所の基準等も確認願います。

1-3 併設する場合に、追加補助金は存在するのか？

A. 併設事業の内容にもよりますので、各自ご確認いただきますようお願いいたします。

1-4 開設準備金は本体の他に併設事業においてもいただけるのか？

A. 併設事業の内容にもよりますので、各自ご確認いただきますようお願いいたします。

### 問 2. 自主事業について

2-1 軽費老人ホームを計画した場合、要項記載の併設事業以外の自主事業を行ってもかまわないか？

A. 併設事業以外の自主事業の内容によりますが、基本的には問題ないものと考えます。

2-2 当該自主事業は、本体事業の建物の中に組み込んで構わないか？

A. 本体事業の入居者に提供するサービスに支障がなければ差し支えありません。

2-3 当該自主事業遂行の上で、建物に付帯する玄関、事務所、トイレなど共用してかまわないか？

A. 本体事業の入居者に提供するサービスに支障がなければ差し支えありません。